

工事成績表

工事成績表の考査項目別運用表(別紙-1~5)
(R5.5改定)

徳 島 県

工事成績表の考査項目別運用表適用様式一覧

評定者	考査項目	細別	工種	様式番号	備考
主任監督員 又は現場監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙-1①	
		II. 配置技術者		〃	
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙-1②	
		II. 工程管理		〃	
		III. 安全対策		別紙-1③	
IV. 対外関係			〃		
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		別紙-1④		
	II. 品質		別紙-1⑤ 別紙-1⑥ 別紙-1⑦	電気通信設備工事 ばらつき判断ができない場合は、別紙-3③~⑩の工種別の評価対象項目による。 (工程能力図が無い。試験結果の打点数少ないなど)	
総括監督員 (主任監督員)	5. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙-1⑧	
	2. 施工状況	II. 工程管理		別紙-2①	
		III. 安全対策		〃	
	4. 工事特性	I. 施工条件への対応		別紙-2②	
	6. 社会性等			別紙-2③	
	8. 法令遵守等			別紙-2④	
検査員	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙-3①	
		3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	別紙-3② 別紙-3②-1	
		II. 品質	コンクリート構造物	別紙-3③	
			土工事	〃	切土、盛土、築堤等工事。
			護岸・根固・水制工事	別紙-3④	
			鋼橋工事	〃	RC床版工事はコンクリート構造物に準じる。 堰・水門等工場製作の鋼構造物を含む。
			砂防構造物工事及び地すべり防止工事	別紙-3⑤	集水井戸工事を含む。
			舗装工事	別紙-3⑥	
			法面工事	別紙-3⑦	
			海岸工事	別紙-3⑧	
			港湾ブロック工据付事	〃	
			コンクリート橋工事	別紙-3⑨	PC及びRCを対象。 地盤改良等を含む。
			基礎工事	〃	工場塗装を除く。
			塗装工事	別紙-3⑩	
			トンネル工事	〃	
			植栽工事	別紙-3⑪	
			防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	〃	
			維持工事	別紙-3⑫	清掃、除草工事含む
			修繕工事	〃	耐震補強、落橋防止
			機械設備工事	別紙-3⑬	土木工事に係る機械設備工事(可動堰、ポンプ等)で、建築工事に係るものを除く。
			電気設備工事	〃	土木工事に係る電気設備工事(道路照明設備、情報板等)で、建築に係るものを除く。
			照明設備工事		
			その他類似工事		

工事成績表の考査項目別運用表適用様式一覧

評定者	考査項目	細別	工種	様式番号	備考
			通信設備工事	別紙－ 3⑭	
			受変電設備工事		
			電線共同溝工事	別紙－ 3⑮	
			浚渫工事	〃	
			港湾築造工事	別紙－ 3⑯－1	
			下水道工事	別紙－ 3⑯－2	
			ほ場整備工事	別紙－ 3⑯－3	
			管水路工事	〃	
			現場打ち用水路及びコンクリート二次製品水路工事	別紙－ 3⑯－4	
			ため池工事	〃	
			ブロック舗装工事(インターロッキング等)・解体工事	別紙－ 3⑰－1	
			補強土壁工事・軽量盛土工	別紙－ 3⑰－2	
			港湾維持修繕工事(電気・防食塗装工、電気防食材設置工)	別紙－ 3⑰－3	
			港湾維持修繕工事(防舷材設置工事)法面工事(カーテンネット工・CCM協会用)	別紙－ 3⑰－4	
			法面工事(ロックネット工、ローネット工・CCM協会用)	別紙－ 3⑰－5	
			上記以外の工事	別紙－ 3⑰－6	主たる工種が上記以外の工事又は別途作成が必要な合併工事等
			検査員	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ
砂防構造物工事	〃				
海岸工事	〃				
トンネル工事	〃				
土工事	〃	盛土、築堤工事等。			
土工事	〃	切土工事			
護岸・根固・水制工事	〃				
鋼橋工事	〃	RC床版工事はコンクリート構造物に準じる。堰・水門等工場製作の鋼構造物を含む。			
地すべり防止工事	〃	集水井戸工事を含む。			
舗装工事	〃				
法面工事	〃				
コンクリート橋工事	別紙－ 3⑱－2	PC及びRCを対象。地盤改良等を含む。工場塗装を除く。			
基礎工事	〃				
塗装工事	〃				
植栽工事	〃				
防護柵(網)工事	〃				
標識工事	〃				
区画線工事	〃				
浚渫工事	別紙－ 3⑲				
港湾築造工事	〃				
港湾ブロック工据付工事	〃				
機械設備工事	〃	土木工事に係る機械設備工事(可動堰、ポンプ等)で、建築工事に係るものを除く。			
電気設備工事	〃	土木工事に係る電気設備工事(道路照明設備、情報板等)で、建築に係るものを除く。			
照明設備工事					
その他類似工事					
維持修繕工事	〃				
電線共同溝工事	〃				

工事成績表の考査項目別運用表適用様式一覧

評定者	考査項目	細別	工種	様式番号	備考
			電気通信工事		
			受変電設備工事	〃	
			下水道工事	別紙－3②	
			ほ場整備工事	別紙－3②－1	
			管水路工事	〃	
			現場打ち用水路及びコンクリート二次製品水路工事	〃	
			ため池工事	〃	
			ブロック舗装工事インターロッキング等・解体工事	別紙－3②－2	
			補強土壁工事・軽量盛土工	〃	
			港湾維持修繕工事(電気・防食塗装工、電気防食材設置工)	〃	
			港湾維持修繕工事(防舷材設置工事)法面工事(カーテンネット工・CCM協会用)	別紙－3②－3	
			法面工事(ロックネット工、ロープネット工・CCM協会用)	〃	
			上記以外の工事	〃	主たる工種が上記以外の工事又は別途作成が必要な合併工事等
			[記入方法及び留意事項]	別紙－4	土木工事
			施工プロセスチェックリスト※	別紙－5①	1 施工体制 (Ⅰ 施工体制一般 Ⅱ 配置予定技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者)
			〃	別紙－5②	2 施工状況 (Ⅰ 施工管理 Ⅱ 工程管理 Ⅲ 安全対策 Ⅳ 対外関係)

※「工事施工体制チェックリスト」の運用及び様式は県土整備部・農林水産部によること。

工事成績表の考査項目別運用表

主任監督員(現場監督員)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 「施工プロセスチェックリスト」、又は「施工体制チェックリスト」のうち、施工体制一般について、指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を施工体制台帳、施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。 <input type="checkbox"/> 社内検査では、社内検査員(責任者・補助者)及び資格が確認でき、社内検査の時期・検査項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、標識(シール)が貼り付けられている。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 <input type="checkbox"/> 工事規模に応じた人員、船舶、機械配置がなされ施工している。 <input type="checkbox"/> 元請けが下請の作業成果を検査している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 <input type="checkbox"/> その他 理由 []			<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員等から文書により改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員等からの文書による改善指示に従わなかった。
		該当項目が 90%以上 a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 該当項目が 80%以上90%未満 b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が 80%未満 c ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。				
	II. 配置技術者(現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 <input type="checkbox"/> 「施工プロセスチェックリスト」のうち、配置技術者について、指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 現場代理人が常駐し、専任主任技術者(監理技術者)が専任している。 <input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任し、配置している。 【現場代理人を評価する項目】 <input type="checkbox"/> 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【主任(監理)技術者を評価する項目】 <input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 <input type="checkbox"/> 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 <input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 <input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 <input type="checkbox"/> 下請の施工体制、施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者が、明確な根拠に基づいて、技術的な判断を行っている。 <input type="checkbox"/> その他 理由 []			<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員等から文書により改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員等からの文書による改善指示に従わなかった。
		該当項目が 90%以上 a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 該当項目が 80%以上90%未満 b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が 80%未満 c ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。				

工事成績表の考査項目別運用表

主任監督員(現場監督員)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	「評価対象項目」 1 <input type="checkbox"/> 「施工プロセスチェックリスト」のうち、施工管理について、指示事項が無い。 2 <input type="checkbox"/> 契約約款第18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工がなされている。 3 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 4 <input type="checkbox"/> 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。 5 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に応じて、適切に対応している。 6 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 7 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 8 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 9 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行い、資機材の保管が適切に行われている。 10 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 11 <input type="checkbox"/> 段階確認の時期が適切に行われ、立会確認の手続きが事前になされている。 12 <input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を不足無く整理している。 13 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 14 <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械、車両を使用している。 15 <input type="checkbox"/> その他 理由 []			<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員等から文書により改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員等からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 b 該当項目が 80%未満 c			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数() = 全項目数() - 対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	
	II. 工程管理	「評価対象項目」 1 <input type="checkbox"/> 「施工プロセスチェックリスト」のうち、工程管理について、指示事項が無い。 2 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 3 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理し、工事履行報告が適正に行われている。 4 <input type="checkbox"/> 現場条件への変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 5 <input type="checkbox"/> 時間制限や片側通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 6 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 7 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 8 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 9 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 10 <input type="checkbox"/> その他 理由 []			<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員等から文書により改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員等からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 b 該当項目が 80%未満 c			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数() = 全項目数() - 対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	

工事成績表の考査項目別運用表

主任監督員(現場監督員)

[記入方法] 該当する項目の□にレ マークを記入する。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 1 <input type="checkbox"/> 「施工プロセスチェックリスト」のうち、安全対策について、指示事項が無い。 2 <input type="checkbox"/> 各種安全パトロール等で指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 3 <input type="checkbox"/> 安全教育、安全訓練等を半日/月以上実施している。 4 <input type="checkbox"/> 安全巡視、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施している。 5 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を十分に反映している。 6 <input type="checkbox"/> 工期を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 7 <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。 8 <input type="checkbox"/> 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 9 <input type="checkbox"/> 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 10 <input type="checkbox"/> 山留め、仮締切等の点検及び管理をチェックリスト等を用いて実施している。 11 <input type="checkbox"/> 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理をチェックリスト等を用いて実施している。 12 <input type="checkbox"/> 保安施設等の設置及び管理を管理基準及び関係者の協議に基づき実施している。 13 <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 14 <input type="checkbox"/> トラック(クレーン装置付)において上空施設への接触事故防止装置付きの車両を使用している。 15 <input type="checkbox"/> その他 理由 []			<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員等から文書により改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員等からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 b 該当項目が 80%未満 c			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	
	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 1 <input type="checkbox"/> 「施工プロセスチェックリスト」のうち、対外関係について、指示事項が無い。 2 <input type="checkbox"/> 関係官公庁等と調整を行い、トラブルの発生が無い。 3 <input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 4 <input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 5 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 6 <input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 7 <input type="checkbox"/> 現場でのイメージアップに取り組んでいる。 8 <input type="checkbox"/> その他 理由 []			<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員等から文書により改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員等からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 b 該当項目が 80%未満 c			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	

工事成績表の考査項目別運用表

主任監督員(現場監督員)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目、について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示、または修補指示を行った。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、契約約款第17条に基づき、監督員等が、改造請求を行った。
<p>※ ばらつきの判断は別図参照</p> <p>① 出来形の評定は、工事全般を通したものとす。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状寸法である。</p> <p>③ 出来形管理とは、「徳島県土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は、「c」評価とする。</p> <p>⑤ ばらつきの考え方は別図参照</p>					
機械設備工事	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の事項に該当しない	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられている。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられている。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無い。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録している。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> その他理由()</p> <p>●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 b 該当項目が 80%未満 c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。</p>			<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示、または修補指示を行った。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、契約約款第17条に基づき、監督員等が、改造請求を行った。

工事成績表の考査項目別運用表

主任監督員(現場監督員)

[記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示、または修補指示を行った。	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、契約約款第17条に基づき、監督員等が、改造請求を行った。
	① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「徳島県土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 ④ 試験結果の打点数等が少なくばらつきが判断ができない場合は、別紙-3③~⑪-6の評価対象項目により評価する。 ⑤ ばらつきの考え方は別図参照				
機械設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示、または修補指示を行った。	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、契約約款第17条に基づき、監督員等が、改造請求を行った。
※上記欄によらず、当該欄で評価	[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理している。 2 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保されている。 3 <input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 <input type="checkbox"/> 機器の機能及び性能に係る成績書が整理されている。 5 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理している。 6 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理している。 7 <input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり設置され、操作性に優れている。 8 <input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理している。 9 <input type="checkbox"/> 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設している。 10 <input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を工夫している。 11 <input type="checkbox"/> 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめている。 12 <input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 13 <input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 <input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめている。 15 <input type="checkbox"/> バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 <input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 <input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施している。 19 <input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し、施工方法等について、適切な対策を施している。 20 <input type="checkbox"/> その他				
	理由 [① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数() = 全項目数() - 対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	
	●判断基準	該当項目が 90%以上 a	該当項目が 80%以上90%未満 b	該当項目が 80%未満 c	

工事成績表の考査項目別運用表

主任監督員(現場監督員)

[記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工 種				d	e
		a	b	c		
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示、または修補指示を行った。	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、契約約款第17条に基づき、監督員等が、改造請求を行った。
	※上記欄によらず、当該欄で評価	[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施している。 2 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 3 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 4 <input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 5 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 6 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足している。 7 <input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動に不具合がない。 8 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 9 <input type="checkbox"/> 現場条件によって、機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 10 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 11 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 12 <input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 13 <input type="checkbox"/> その他 理由 [_____] ●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 b 該当項目が 80%未満 c				
	維持修繕工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示、または修補指示を行った。	<input type="checkbox"/> 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、契約約款第17条に基づき、監督員等が、改造請求を行った。
	※上記欄によらず、当該欄で評価	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: ●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上 a ※ 該当項目が4項目 b ※ 該当項目が3項目以下 c				

工事成績表の考査項目別運用表

主任監督員(現場監督員)

【記入方法】該当する項目の□にレ、マークを記入する。

考査項目	細別		
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施 工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫、または設備据付後の試運転調整の工夫 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 設備工事で加工・組立等の工夫、または電気工事の配線、配管等での工夫 <input type="checkbox"/> 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 <input type="checkbox"/> 照明・視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 <input type="checkbox"/> 運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 出来形、品質の計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 <p>【品 質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工関係、設備関係、電気関係の工夫 <input type="checkbox"/> コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来高、品質等) <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫 <p>【安全衛生関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会等、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労働者宿舍等の居住空間及び設備等の工夫 <input type="checkbox"/> 有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【働き方改革】担い手確保モデル工事において週休2日(4週8休以上)に向けた企業の取組みが図られている。 <input type="checkbox"/> 【働き方改革】若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組みが図られている。 <input type="checkbox"/> 【生産性向上】ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事を除く生産性向上に資する取組みが図られている。 <input type="checkbox"/> 【CCUS活用】建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事において目標基準を達成している。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理由 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理由 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理由
	記述評価	<p>評点: _____ 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき工夫事例を評価する。 ・加点は+7点~0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 	[創意工夫の詳細評価]

※1. 上記の考査項目の他に評価する企業の工夫等があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価はしない。

※2. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

工事成績表の考査項目別運用表

総括監督員(主任監督員)

[記入方法] 該当する項目の□ レ マーク、・ に○を記入する。

考査項目	細別	対 応 事 項	[事例] 具体的な施工条件等への対応事項
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土 工 ← 切り土の土工量20万m³以上又は盛土の土工量が15万m³以上 ・ 河 川 ← 護岸又は築堤の平均高さが10m以上 ・ トンネル ← トンネル(シールド)の直径8m以上の断面、トンネル(開削工法)の開削深さ20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積300m²以上 ・ ダ ム ← ダム用水門で設計水深25m以上、ダム堤高150m以上、転流トンネルの流下能力400m³/S以上 ・ 樋門等 ← 樋門又は樋管の内空断面積が15m²以上、揚排水機場の吐出管径2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長25m以上 ・ 海 岸 ← 堰又は水門の径間数3径間以上、堰又は水門の扉体面積50m²/1門以上 ・ 浚 渫 ← 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深が10m以上 ・ 砂防等 ← 浚渫土量が100万m³以上 ・ 橋 梁 ← 地すべり防止工で幅100m以上かつ法長150m以上 ・ 橋 梁 ← 流路工の計画高水流量500m³/S、砂防ダムの堤高15m以上 ・ 橋 梁 ← 橋梁下部工の高さ30m以上、橋梁上部工の最大支間長100m以上 <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ← 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 ・ ← 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ・ ← 供用中の道路トンネルの拡幅工事 <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ← その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・ ← その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・ ← 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事
		<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ← 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・ ← 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・ ← 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ← ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・ ← 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・ ← そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ← 市街地での夜間工事。 ・ ← DID地区での工事。 <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ← 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・ ← 供用している自動車専用道路等の路上工事で交通規制が必要な工事。 ・ ← 工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識類の設置・撤去を日々行った工事。 <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ← 緊急時の作業があり、その作業全てに対応した工事。 <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ← 作業現場が広範囲に分布している工事。 <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ← 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・ ← その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 <p>※ ← ※印項目及びコメント書きで特定されていない場合</p>

工事成績表の考査項目別運用表

総括監督員(主任監督員)

[記入方法] 該当する項目の□ レ マーク、・ に○を記入する。

考査項目	細別	対 応 事 項	[事例] 具体的な施工条件等への対応事項
		<p>Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応等が必要な工事</p>	<p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備のほか、大規模な山留め工法が必要な工事。 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
		<p><input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p>	<p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ← 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。
		<p><input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p>	<p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ← 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事 または命綱を使用する必要があった工事(法面工事は除く) 斜面上、又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地すべり防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事 ← 土石流危険渓流内に指定された区域内における工事又はこれに類似する渓流内の工事
		<p><input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p>	<p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事
		<p><input type="checkbox"/> 15. その他(理由:)</p>	<p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ← その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		<p>※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	
		<p>Ⅳ 長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 12ヶ月を越える工期で、事故が無く完成した工事 (全面一時中止期間は除く) ※ 但し、文書注意にもならない事故は除く</p>	
		<p><input type="checkbox"/> 17. その他(理由:)</p>	
		<p>※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	
	技術評価	<p>評点: _____ 点</p>	<p>[高度技術のキーワードの詳細]</p>

※1. 工事特性は、最大20点の加点とする。
 ※2. 主任監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
 ※3. 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

総括監督員(主任監督員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	bよりやや優れている	やや優れている	cよりやや優れている	他の評価に該当しない
		1 <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 () 2 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 () 3 <input type="checkbox"/> 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 () 4 <input type="checkbox"/> 道路清掃等を積極的に実施し、地域に貢献した。 () 5 <input type="checkbox"/> 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 () 6 <input type="checkbox"/> 災害時等において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 () 7 <input type="checkbox"/> その他 理由: ()				
		※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c 評価を行う。				

※ 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

総括監督員(主任監督員)

[記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	措置内容	点数
	<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点
	<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点
	<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点
	<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点
	<input type="checkbox"/> 5. 入札参加資格制限又は指名不選定	- 8点
	<input type="checkbox"/> 6. 文書注意、又は文書による改善命令	- 5点
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点
	<input type="checkbox"/> 8. その他 理由:()	- 点
<input type="checkbox"/> 該当項目なし		
<p>① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、社内検査員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案等(技術提案及び簡易な施工計画)の履行が確認できない場合は、「8. その他」の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>[上記で評価する場合の適用事例]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関連法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請け、技術者の専任違反、等) 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理の処置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 15. 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請け契約を締結した。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合) 		

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□にレ マークを記入する。

考査項目	細別				d	e
		a	b	c		
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 1 <input type="checkbox"/> 契約約款第18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、施工をしていることが確認できる。 2 <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 3 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 4 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 5 <input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 6 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 7 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を適格に整備していることが確認できる。 8 <input type="checkbox"/> 下請に対する引取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 9 <input type="checkbox"/> 社内検査体制が確立され、有効に機能している。 10 <input type="checkbox"/> 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 11 <input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 12 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 13 <input type="checkbox"/> その他 理由 [] ●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 b 該当項目が 80%未満 c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			施工管理について、監督員等が文書による改善指示を行った。	施工管理について、監督員等からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	a		a'		b		b'		c		d		e											
	優れている		bより優れている		やや優れている		cより優れている		他の評価に該当しない		出来形がやや不適切である。		出来形が不適切である。											
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。		<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。		<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。		<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。		<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。		<input type="checkbox"/> 出来形がやや不適切である。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査規程第8条にもとづき検査員等が文書で修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづき、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e		<input type="checkbox"/> 出来形が不適切である。											
「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準等の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 理由 [① 出来形の評定は、工事全般を通したものとす。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「徳島県土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 ④ ばらつきの考え方は別図参照										
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。		<input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。		<input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。		<input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。		<input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。		<input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。		<input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。		<input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。		<input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。		<input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。		<input type="checkbox"/> その他 理由 [●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 a' 該当項目が 70%以上80%未満 b 該当項目が 60%以上70%未満 b' 該当項目が 60%未満 c	
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。																								

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	出来形がやや不適切である。	出来形が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 照明設備工事 その他類似工事							
	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。</p> <p>2 □ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。</p> <p>3 □ 写真管理基準等の管理項目を満足している。</p> <p>4 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p>5 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p>6 □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。</p> <p>7 □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾書のとおり施工していることが確認できる。</p> <p>8 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。</p> <p>9 □ 行く先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。</p> <p>10 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>11 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>12 □ その他 理由()</p> <p>●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 . . . a' 該当項目が 70%以上80%未満 . . . b 該当項目が 60%以上70%未満 . . . b' 該当項目が 60%未満 c</p>					<p>出来形がやや不適切である。</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査規程第8条にもとづき検査員等が文書で修補指示を行った。</p> <p>上記1項目該当 d、2項目該当 e</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづき、契約担当者が修補工事の請求を行った。</p> <p>上記項目該当あれば e</p>		
	港湾ブロック 据付工事							
	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 □ 凹凸がないことが確認できる。</p> <p>2 □ 幅、勾配が定規等の範囲に概ね入っていることが確認できる。</p> <p>3 □ 天端が計画高さからブロックの高さの概ね1/3以内であることが確認できる。</p> <p>4 □ 据付個数の確認が写真等で確認できる。</p> <p>5 □ 全体的な美観が良い。</p> <p>6 □ その他 理由()</p> <p>●判断基準 該当項目が 90%以上 a 該当項目が 80%以上90%未満 . . . a' 該当項目が 70%以上80%未満 . . . b 該当項目が 60%以上70%未満 . . . b' 該当項目が 60%未満 c</p>					<p>出来形がやや不適切である。</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査規程第8条にもとづき検査員等が文書で修補指示を行った。</p> <p>上記1項目該当 d、2項目該当 e</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづき、契約担当者が修補工事の請求を行った。</p> <p>上記項目該当あれば e</p>		

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 対象評価項目数() = 全項目数() - 対象外項目数()
評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()
- ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□にレ マークを記入する。

考査項目	工種	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照。																																							
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	全般																																								
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート 構造物 工事	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																																	
		[評価対象項目] 1 □ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量、単位水量、アルカリ骨材反応等)が確認できる。 2 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 3 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 □ コンクリートの打設前に、打ち継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 □ 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 8 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 9 □ 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 11 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 □ 有害なクラックが無い。 14 □ その他 理由 {					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																																		
		進行性または有害なクラックがある場合で、無処理の場合は状況に応じて d または e とする。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を越える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。	
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を越える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
(切土・盛土・築堤等工事)	土工	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																																	
		[評価対象項目] 1 □ 雨水による崩壊が起らないように排水対策を実施していることが確認できる。 2 □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 3 □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 4 □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 5 □ 一層当たりのまきだし厚さを管理していることが確認できる。 6 □ 筋芝または種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 7 □ 構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 8 □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 9 □ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 10 □ 法面に有害な亀裂がない。 11 □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 12 □ その他 理由 {					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示あるいは改造請求を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																																		
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を越える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を越える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																							

工事成績表の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員

考査項目	工種																																			
		a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	護岸・根固・水制工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																												
		[評価対象項目] 1 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 2 □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締め固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 3 □ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 4 □ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 6 □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わされ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 □ 根固工、水制工、沈床工、捨土工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 10 □ 基礎工において、掘りすぎが無く施工していることが確認できる。 11 □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 12 □ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 13 □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 □ 有害なクラックが無い。 15 □ 搬入された矢板は所要の規格を満足していることが確認できる。 16 □ 打込み方法及び打込み精度が適切であることが確認できる。 17 □ その他 理由 [□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th rowspan="2">90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。		評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	a	a'	b	b'	b	a'	b	b'	c	b'	b	b'	c	c	c	b'	c	c
評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を越える																																
a	a'	b	b'	b																																
a'	b	b'	c	b'																																
b	b'	c	c	c																																
b'	c	c	c	c																																
(RC床版工事はコンクリート構造物に準じる) (堰・水門等工場製作の鋼構造物を含む)	鋼橋工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																												
		[評価対象項目] 【工場製作関係】 1 □ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 2 □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 3 □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 □ 溶接施工に係る施工計画書等を提出していることが確認できる。 5 □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 6 □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 7 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 8 □ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 9 □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 10 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 11 □ 亜鉛メッキの付着量が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 □ その他 理由 [□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th rowspan="2">90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。		評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	a	a'	b	b'	b	a'	b	b'	c	b'	b	b'	c	c	c	b'	c	c
評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を越える																																
a	a'	b	b'	b																																
a'	b	b'	c	b'																																
b	b'	c	c	c																																
b'	c	c	c	c																																
		【架設関係】 13 □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 14 □ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーション(検定、調整)を実施していることが確認できる。 15 □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かってしていることが確認できる。 16 □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 17 □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 18 □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 19 □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 20 □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 21 □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 22 □ その他 理由 [

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□にレ マークを記入する。

考査項目	工種	a					d		e	
		優れている	a'より優れている	やや優れている	b'より優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。		品質が不適切である。	
3. 出来形及び出来ばえ	砂防 構造物 工事	【評価対象項目】 【共通】 1 □ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 2 □ コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 □ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレータの機種、養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っている。 6 □ 地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。 7 □ 鉄筋または鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 8 □ 有害なクラックが無い。 9 □ コンクリートの打設前に、打ち継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 10 □ その他 理由 []					<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e		<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづき、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
II. 品質	及び 地すべり 防止工事 (集水井戸 工事を 含む)	【砂防構造物工事に適用】 11 □ コンクリート打設までさび、泥、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 12 □ 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 14 □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 16 □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 17 □ その他 理由 []								
		【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】 11 □ アンカーが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 □ ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮し、施工していることが確認できる。 13 □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが、確認できる。 14 □ 集・排水ボーリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 15 □ その他 理由 []								
		進行性または有害なクラックがある場合で、無処理の場合は状況に応じて d または e とする。								

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 対象評価項目数() = 全項目数() - 対象外項目数()
 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()
- ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を越える	
	a	a'	b	b	
	a'	b	b'	b'	
	b	b'	c	c	
	b'	c	c	c	

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	<p>【評価対象項目】</p> <p>【路床・路盤工関係】</p> <p>1 □ 設計図書に定められた試験方法でCBR試験を測定していることが確認できる。</p> <p>2 □ 路床・路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。</p> <p>3 □ 路床・路盤工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>4 □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。</p> <p>5 □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤の浮き石及び有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>6 □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締め固め施工していることが確認できる。</p> <p>7 □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締め固めがタンパ等の小型締め固め機械により施工していることが確認できる。</p> <p>8 □ その他 [理由]</p>					<p>品質がやや不適切である。</p> <p>品質が不適切である。</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e</p>	
II. 品質		<p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>1 □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」の証明書類により確認できる。</p> <p>2 □ 舗装工の施工に先立って、上層路盤の浮き石及び有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>3 □ プラント出荷時・現場到着時・舗設時において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。</p> <p>4 □ 舗設後の交通解放が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>5 □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書または仕様書に定められた数値以上にずらしていることが確認できる。</p> <p>6 □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>7 □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。</p> <p>8 □ 密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>9 □ 乳剤(プライムコート、タックコート)の塗布量が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>10 □ その他 [理由]</p>						
		<p>【コンクリート舗装関係】</p> <p>1 □ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量、単位水量、アルカリ骨材反応等)が確認できる。</p> <p>2 □ 舗装工の施工に先立って、上層路盤の浮き石及び有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>3 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>4 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>5 □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>6 □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。</p> <p>7 □ チェアー、タイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。</p> <p>8 □ その他 [理由]</p>						

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 対象評価項目数() = 全項目数() - 対象外項目数()
評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()
- ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を越える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

【記入方法】 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a					d	
		優れている	a' bより優れている	やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	e 品質が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	法面工事	【評価対象項目】 【共通】					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。	
		1 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係。 2 □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 3 □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締め固めを十分行っていることが確認できる。 4 □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 5 □ その他 [理由 []]					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e	
		【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 6 □ 土壌試験を実施し、施工に反映していることが確認できる。 7 □ ネット等の境界に隙間が生じていないことが確認できる。 8 □ ネット等が破損を生じていないことが確認できる。 9 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 10 □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 12 □ その他 [理由 []]					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 6 □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 □ 金網等の重ね幅が10cm以上確保されていることが確認できる。 8 □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 9 □ 吸水性の吹付面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 10 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 11 □ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 12 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 13 □ 不良個所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 14 □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 15 □ その他 [理由 []]						
		【現場打法枠工関係、(プレキャスト法枠工含む)】 6 □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 8 □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するよう実施されていることが確認できる。 9 □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 10 □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 11 □ 層間にはく離が無いことが確認できる。 12 □ 不良個所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 13 □ その他 [理由 []]						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 対象評価項目数() = 全項目数() - 対象外項目数()
 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()
 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	海岸工事	[評価対象項目] 1 □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2 □ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5 □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 6 □ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 7 □ 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 8 □ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び待避設備の対策を講じていることが確認できる。 9 □ その他 理由					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
							① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準	
	港湾ブロック	[評価対象項目] 1 □ 気象・海象条件に適した運搬・据付を行っていることが確認できる。 2 □ コンクリートブロックの転置、仮置、据付に際し、強度確認を行っていることが確認できる。 3 □ コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがないことが確認できる。 4 □ コンクリートブロックの据付の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られていることが確認できる。 5 □ 捨石基礎の均し面又はかごマット等が破損なく施工されていることが記録により確認できる。 6 □ その他 理由					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
							① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を越える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

- 判断基準
- 該当項目が 90%以上 a
 - 該当項目が 80%以上90%未満 a'
 - 該当項目が 70%以上80%未満 b
 - 該当項目が 60%以上70%未満 b'
 - 該当項目が 60%未満 c

工事成績表の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員

考査項目	工種	a					d		e	
		優れている	a'より優れている	やや優れている	b'より優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。		品質が不適切である。	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート橋上部工事	〔評価対象項目〕 1 □ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量、単位水量、アルカリ骨材反応等)が確認できる。 2 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 3 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締めめ方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 7 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 8 □ 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 □ プレバーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 13 □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物等と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 16 □ 有害なクラックが無い。 17 □ その他〔理由〕					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e		□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e	
	基礎工事(地盤改良等を含む)	〔評価対象項目〕 【杭関係(コンクリート、鋼管・鋼管井筒、場所打杭、深礎等)】 1 □ 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 2 □ 既成杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整備され、その記録を整理していることが確認できる。 3 □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 4 □ 水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。 5 □ 溶接の品質管理に関して設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 7 □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 8 □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動、及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が設計図書を満足していることが確認できる。 9 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 □ ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 11 □ 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 12 □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 13 □ その他〔理由〕 【地盤改良関係】 1 □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 2 □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 3 □ 事前に上質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 4 □ 施工箇所が均一に改良されるとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 5 □ その他〔理由〕					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e		□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e	

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数()
 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()
 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を越える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	塗装工事 (工場塗装を除く)	〔評価対象項目〕					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準
		1 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 2 □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 3 □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 4 □ 塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 5 □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6 □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7 □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8 □ 溶接部、ボルトの結合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10 □ その他〔理由〕						
トンネル工事		a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
		〔評価対象項目〕					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準
1 □ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量、単位水量、アルカリ骨材反応等)が確認できる。 2 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 3 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。 5 □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種類、規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 □ 設計図書に定められた岩区分(支保工パターンを含む)の境界を確認し施工していることが確認できる。 7 □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 9 □ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 10 □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮き石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 11 □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上湿潤状態で施工していることが確認できる。 12 □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物部にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 14 □ 坂巻の場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎ面が同一線上で施工していないことが確認できる。 15 □ その他〔理由〕								

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種						検査員																															
		a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	植栽工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																														
		[評価対象項目] 1 □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 2 □ 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われていることが確認できる。 3 □ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 4 □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われていることが確認できる。 5 □ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されていることが確認できる。 6 □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 7 □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 8 □ 樹名板を視認しやすい場所に据付していることが確認できる。 9 □ その他 [理由]						□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																														
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																						
防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																														
		[評価対象項目] 1 □ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 2 □ 防護柵等の床掘の仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 3 □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 4 □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 5 □ 基礎設置個所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 6 □ 防護柵等の支柱の根入長が、設計図書の様式を満足していることが確認できる。 7 □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。 8 □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 9 □ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。 10 □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 □ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 13 □ 区画線の消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 14 □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 15 □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 □ その他 [理由]						□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																														
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																						

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	維持工事 清掃工 除草工 附属物工 等	[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において、材料確認を適宜、的確に行っていることが確認できる。 2 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法及び構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 5 <input type="checkbox"/> 理由： 6 <input type="checkbox"/> 理由： 7 <input type="checkbox"/> 理由： 8 <input type="checkbox"/> 理由：					<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづき、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
	● 判断基準 ※ 該当値が90%以上……………a ※ 該当値が80%以上90%未満……a' ※ 該当値が70%以上80%未満……b ※ 該当値が60%以上70%未満……b' ※ 該当値が60%未満……………c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜追加項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は、最大8項目とする。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。					
	修繕工事 橋脚補強 耐震補強 落橋防止等	[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において、材料確認を適宜、的確に行っていることが確認できる。 2 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法及び構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 5 <input type="checkbox"/> 理由： 6 <input type="checkbox"/> 理由： 7 <input type="checkbox"/> 理由： 8 <input type="checkbox"/> 理由：					<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづき、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
	● 判断基準 ※ 該当値が90%以上……………a ※ 該当値が80%以上90%未満……a' ※ 該当値が70%以上80%未満……b ※ 該当値が60%以上70%未満……b' ※ 該当値が60%未満……………c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜追加項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は、最大8項目とする。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。					

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。	
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備 工事	〔評価対象項目〕 1 □ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 2 □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 3 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4 □ 機器の機能及び性能に係る成績書が整理され、品質の確認ができる。 5 □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6 □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり設置され、操作性に優れていることが確認できる。 8 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9 □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10 □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 □ 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 12 □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 13 □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 14 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 15 □ パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 16 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 17 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 18 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 □ 現地状況を勘案し、施工方法等について、適切な対策を施していることが確認できる。 20 □ その他 [理由]						□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
								① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ● 判断基準 ※ 該当値が90%以上……a ※ 該当値が80%以上90%未満……a' ※ 該当値が70%以上80%未満……b ※ 該当値が60%以上70%未満……b' ※ 該当値が60%未満……c	
II. 品質	電気設備 工事 照明設備 工事 その他類似 工事	a b a' b' c d e 優れている bより優れている やや優れている cより優れている 他の評価に該当しない 品質がやや不適切である。 品質が不適切である。						□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
		〔評価対象項目〕 1 □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 2 □ 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認ができる。 3 □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認ができる。 4 □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 5 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認ができる。 6 □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 □ 現場条件によって、機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 10 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 11 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 13 □ その他 [理由]						□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ● 判断基準 ※ 該当値が90%以上……a ※ 該当値が80%以上90%未満……a' ※ 該当値が70%以上80%未満……b ※ 該当値が60%以上70%未満……b' ※ 該当値が60%未満……c			

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□にレ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ	通信設備 受変電設備 工事	[評価対象項目] 1 □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 2 □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3 □ 材料の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認ができる。 6 □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 7 □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 8 □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 9 □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 10 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 13 □ その他 [理由]					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
II. 品質		● 判断基準 ※ 該当値が90%以上……………a ※ 該当値が80%以上90%未満……………a' ※ 該当値が70%以上80%未満……………b ※ 該当値が60%以上70%未満……………b' ※ 該当値が60%未満……………c					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電線共同溝工事	[評価対象項目] 1 □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 2 □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 3 □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 4 □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 5 □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 6 □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 8 □ 管枕及び埋設シートの設置及土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 10 □ その他理由					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準	
	浚渫工事	[評価対象項目] 1 □ 材料等(製品含む)の品質規格証明書が整備されていることが確認できる。 2 □ 汚濁防止フェンス・遮水シート及び吸出し防止シート等が仕様書に定められた通り施工されていることが確認できる。 3 □ 潮位(水位)及び潮流・波浪等の状況を十分に把握し施工されていることが確認できる。 4 □ 浚渫土砂及び沈砂地は仕様書に定められた通りに施工されていることが確認できる。 5 □ 浚渫等の汚濁水は仕様書に定められた水質に処理されていることが確認できる。 6 □ 濁り防止等環境保全に十分注意していることが確認できる。 7 □ 浚渫土砂運搬経路が仕様書等に定められた通り施工されていることが確認できる。 8 □ その他理由					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準	

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を越える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を越える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	港湾築造工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																																
II. 品質		【評価対象項目】 【共通】 1 □ 濁り防止等環境保全に十分注意し施工していることが確認できる。 2 □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 3 □ その他 [理由]] 【浚渫・床掘関係】 4 □ 土砂処分における運搬途中で漏出してないように施工していることが確認できる。 5 □ 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 【地盤改良関係】 4 □ 改良材の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 5 □ 浮泥を巻き込まないように置換材を投入していることが確認できる。 6 □ サンドドレーン・砕石ドレーン・サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションパイルが連続したような形状・品質に施工されていることが打ち込み記録により確認できる。 7 □ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 8 □ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められていることが確認できる。 9 □ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められていることが記録で確認できる。 【マット、捨石及び均し関係】 4 □ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 5 □ マットが破損なく施工され、記録により確認できる。 6 □ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないように堅固に施工され、記録により確認できる。 7 □ 裏込めが既設構造物及び防砂目地の破損に注意して施工され、記録により確認できる。 【本体:杭及び矢板、控工関係】 4 □ 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 5 □ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 6 □ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 7 □ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 8 □ 腹起こし材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 9 □ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 【本体:ケーソン据付及ブロック据付関係】 4 □ ケーソン仮置に先立ち仮置き場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。 5 □ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 6 □ ケーソン据付及び中詰においてケーソン及び既設構造物の破損が無く施工されていることが確認できる。 7 □ コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 8 □ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物の破損が無く施工されていることが確認できる。					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづき、契約当事者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																																	
							① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																	
							<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を越える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を越える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																								

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																											
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																											
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	下水道工事 (開削・推シールド)	【評価対象項目】 【共通】 1 □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 2 □ 材料の品質規格証明書が整備されていることが確認できる。 3 □ 管渠継手部及びマンホール連結部の目地仕上げが良好であることが確認できる。 4 □ マンホールにおいて出来形管理基準を満足し、連結部には止水シールド・止水ゴムが適切に使用されていることが確認できる。 5 □ マンホールにおいて各部材にはクラックがなく漏水もないことが確認できる。 6 □ マンホールの足掛金物の位置、方向が適正であり、鉄蓋設置においては、ガタツキがなく仕上がり天端高も適正であることが確認できる。 7 □ インパートは形状、勾配等が適正で、表面の仕上げが適切であることが確認できる。 8 □ 管渠施設内に土砂、モルタル、その他材料の断片等がなく清掃されていることが確認できる。 9 □ 掘削時の土留め方法や、推進時の掘進方法による周辺地盤への影響が見られないことが確認できる。 10 □ 埋戻しにおいて締固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下が見られないことが確認できる。 11 □ 舗装復旧においてその施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差がなく、また舗装切断跡が残っていない等仕上がり状態が良いことが確認できる。 12 □ 沿道の事前調査が行われ、事後調査を実施すれば対比できるように整理されていることが確認できる。 13 □ 縁石・柵・標識等の道路付属物の復旧が適切に行われていることが確認できる。 14 □ その他 []					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																												
		【開削工事】 15 □ 管材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 16 □ 管渠止において止水滑材や接着剤等のみ出し等がないことが確認できる。 17 □ 圧力管の管理が適切に行われていることが確認できる。 【推進工事】 15 □ 管材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 16 □ 漏水防止工が適切に行われていることが確認できる。 17 □ 薬液注入材が適正であり、適切な注入率のもと、設計注入量が注入されたことが確認できる。 18 □ 裏込め注入材が適正であり、適切な配合のもと、設計注入量が注入されたことが確認できる。 19 □ 鋼製カラー、ゴム輪などの継ぎ手材料が適正でかつ適切に施工されていることが確認できる。 20 □ 推進機の機能が土質に適合し、推進力のチェックなどが行われており、かつ安全であることが確認できる。 【シールド工事】 15 □ セグメントの保管管理が適切に行われていることが確認できる。 16 □ 一次覆工時におけるセグメントの組み立てが適切に行われていることが確認できる。 17 □ 漏水防止工が適切に行われていることが確認できる。 18 □ 薬液注入材が適正であり、適切な注入率のもと、設計注入量が注入されたことが確認できる。 19 □ 裏込め注入材が適正であり、適切な配合のもと、設計注入量が注入されたことが確認できる。 20 □ シールド機の機能が土質に適合し、かつ推進力のチェックなどが行われており、安全であることが確認できる。 21 □ 管渠の基準高、水平変位が日々管理されており、異常値がないことが確認できる。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。																												
		●判断基準		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>				評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%を越える																																
90%以上	a	a'	b	b																															
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
60%未満	b'	c	c	c																															
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																	

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種																																			
		a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	ほ場整備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																												
	<p>〔評価対象項目〕</p> <p>1 □ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態に施工されていることが確認できる。</p> <p>2 □ 濁り等の防止に十分留意して施工していることが確認できる。</p> <p>3 □ 整地前に既設構造物等の雑物について適切に処理していることが確認できる。</p> <p>4 □ 表土はぎとりにおいて石れき、不良土が混入していないことが確認できる。</p> <p>5 □ 客土の土質は含水比の高い粘土質以外の適正な土質であることが確認できる。</p> <p>6 □ 畦畔の土質が基盤土と同等で線形もよく十分転圧されていることが確認できる。</p> <p>7 □ 土の敷きならし締めかためは設計図書等の仕様により施工されていることが確認できる。</p> <p>8 □ 暗渠排水工は設計図書等の仕様に基づき施工されていることが確認できる。</p> <p>9 □ 給排水については、ほ場面標高等を考慮して施工されていることが確認できる。</p> <p>10 □ 水路や農道の法面の通りがよいことが確認できる。</p> <p>11 □ 水路の施工基面が平滑に仕上げられ、水路底の高さが平滑に仕上げられていることが確認できる。</p> <p>12 □ 道路路体、敷き砂利の転圧が充分に行われていることが確認できる。</p> <p>13 □ 二次製品に損傷がみられないことが確認できる。</p> <p>14 □ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されていることが確認できる。</p> <p>15 □ その他〔理由〕</p>						<p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。</p> <p>上記項目該当あれば……e</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
	管水路工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																												
	<p>〔評価対象項目〕</p> <p>1 □ 管水路の基礎地盤を 過度に 床掘した場合は 良質土で 置換のうえ、転圧していることが確認できる。</p> <p>2 □ 管水路の基礎や砂巻きの転圧が適正で、埋め戻しの敷き均し締め堅めが指定された機械で 適正に施工されていることが確認できる。</p> <p>3 □ 管水路の床掘後 基礎と埋め戻し時に ドライワークの確保がされていることが確認できる。</p> <p>4 □ 管水路の現場発生土が埋め戻し土として不適切な場合良質土で埋め戻していることが確認できる。</p> <p>5 □ 管水路の 基礎、埋め戻し土 の最大粒径は 許容範囲内であることが確認できる。</p> <p>6 □ 材料の品質が証明書類で確認できる。</p> <p>7 □ 管水路の溶接や接着剤による接合が 異物を除去し適正に施工されていることが確認できる。</p> <p>8 □ 管水路のゴムリングの位置やジョイント間隔の確保ができていることが確認できる。</p> <p>9 □ 管水路の接合についてボルトの締め付けは規定トルクで適正に締め付けられていることが確認できる。</p> <p>10 □ 管水路の 通水試験が 適正に検査されており 許容範囲内にあることが確認できる。</p> <p>11 □ 仕切弁や空気弁ボックスの天端と道路面のすりあわせが良いことが確認できる。</p> <p>12 □ コンクリート構造物にきめ細かな施工を行っていることが確認できる。</p> <p>13 □ その他〔理由〕</p>						<p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e</p> <p>□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。</p> <p>上記項目該当あれば……e</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績表の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員

考査項目	工種																																								
		a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	現場打ち用水路及び コンクリート二次製品水路工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																																	
		〔評価対象項目〕 【現場打ち用水路】 1 □ 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 2 □ 埋め戻しは 指定された厚さに敷きならした後、コンパクター等で十分締め固められていることが確認できる。 3 □ 基礎の施工にあたって常に良好な排水状態を維持していることが確認できる。 4 □ コンクリート表面が平滑に仕上げられており気泡による穴がないことが確認できる。 5 □ アンダードレイン及びウィーブホールが適正に取り付けられていることが確認できる。 6 □ 止水板、伸縮目地、ダウエルバーが適正に設置されていることが確認できる。 7 □ その他理由 [] 【コンクリート二次製品、排水柵渠】 1 □ 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 2 □ 埋め戻しは 指定された厚さに敷きならした後、コンパクター等で十分締め固められていることが確認できる。 3 □ 基礎の施工にあたって常に良好な排水状態を維持していることが確認できる。 4 □ H鋼や二次製品に損傷がみられないことが確認できる。 5 □ 水路の継ぎ目が設計図書等の仕様に基づき適切に施工していることが確認できる。 6 □ 水路底の高さが、受台や基礎により調整され平滑に仕上げられていることが確認できる。 7 □ 材料の品質が証明書類で確認できる。 8 □ 二次製品の保管、吊り込み等に十分注意を払っていることが確認できる。 9 □ その他理由 []						□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづき、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を越える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を越える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目	工種																																								
		a	a'	b	b'	c	d	e																																	
	ため池工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																																	
		〔評価対象項目〕 1 □ 基礎処理の施工が仕様書の規定に従い適切に施工されていることが確認できる。 2 □ 刃金土や堤体の締め固めが仕様書に従い適切に施工されていることが確認できる。 3 □ グラウト工が適切に実施されていることが工事書類等により確認できる。 4 □ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 5 □ 湧水が適切に処理されていることが確認できる。 6 □ 雨水による崩壊が起らないように排水対策を実施していることが確認できる。 7 □ 気象条件を考慮した施工が確認できる。 8 □ 鉄筋の組み立て、継ぎ手部、かぶりは工事図面に示されたとおりに施工していることが確認できる。 9 □ 付帯構造物は設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。 10 □ その他理由 []						□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづき、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を越える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を越える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員 検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																																	
3. 出来形及び 出来ばえ II. 品質	ブロック舗装工事 (インターロッキング・タイル系舗装)	[評価対象項目] 1 □ 路盤層はコンパクター等で十分締め固められ平坦に仕上げられていることが確認できる。 2 □ 基礎の施工にあたっては常に良好な排水状態を維持していることが確認できる。 3 □ クッション材は必要な厚さで敷き均し、転圧して所定の高さに仕上げられていることが確認できる。 4 □ ブロック布設完了後、ブロック層の転圧が適切に行われていることが確認できる。 5 □ 目地の通りが確保され、ブロック表面まで目地材で目地詰めが均一で十分充填されていることが確認できる。 6 □ 端部には、カットブロックやエンドブロックを使用し適切に施工されていることが確認できる。 7 □ ブロックに損傷が見られない。 8 □ クッション材及び目地材の規格が証明書類で確認できる。 9 □ ブロックの規格が証明書類で確認できる。 10 □ その他 [理由]					<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																																		
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を越える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を越える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																									
3. 出来形及び 出来ばえ II. 品質	解体工事	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																																	
		[評価対象項目] 1 □ 建設廃棄物の処分記録の内容が、適切であることが確認できる。 2 □ 各施工段階ごとの施工状況が施工計画書等に基づき、適切であることが確認できる。 3 □ 整地等における施工の品質が、良好であることが確認できる。 4 □ 各施工段階ごとに施工品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されていることが確認できる。 5 □ 解体施工等において品質確保のための工夫をしていることが確認できる。 6 □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 7 □ その他 [理由]					<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																																		
● 判断基準 ※ 該当値が90%以上……a ※ 該当値が80%以上90%未満……a' ※ 該当値が70%以上80%未満……b ※ 該当値が60%以上70%未満……b' ※ 該当値が60%未満……c																																									
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。																																									

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の□にレ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	補強土壁工事 (盛土・築堤等工事)	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																																	
II. 品質		[評価対象項目] 1 □ 施工基面の整正は、人力により施工され、重機等による乱れがないことが確認できる。 2 □ 補強土工に使用する締め固め機械が適切であることが確認できる。 (壁面から1m以内及び隅角部は、タンバー又は小型振動ローラーで締め固めているか) 3 □ 基礎底面は、水平または表面排水に必要な勾配が確保されていることが確認できる。 4 □ 湧水がある場合は、排水対策が講じられていることが確認できる。 5 □ 盛土材が設計図書を満足していることが確認できる。 6 □ 盛土材材料のまき出し、敷均しは壁面工側から順次奥側に施工されていることが確認できる。 7 □ 盛土に先行して組み立てられる壁面工が2段までとされていることが確認できる。 8 □ 補強材布設において必要なラップ長が確保されていることが確認できる。 9 □ 盛土1層当たりの仕上がり厚が30cm以下かつユニット高の半分で施工されていることが確認できる。 10 □ その他 [理由]					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																																		
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を越える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を越える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																									
3. 出来形及び出来ばえ	軽量盛土工	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																																	
II. 品質		[評価対象項目] 1 □ 盛土材(EPS, FCB)アンカー等の品質が証明書等で確認できる。 2 □ 盛土材(EPS, FCB)アンカー等の施工管理状況の良さが確認できる。 3 □ 盛土材(EPS, FCB)の設置状況及び打設状況の良さが確認できる。 4 □ 材料の保管状況の良さが確認できる。 5 □ パネルの間詰め状況の良さが確認できる。 6 □ 遮水シート、防水シートが所定の重ね合わせ端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 □ 圧縮強度試験に使用した供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 8 □ エアモルタルの試験練りが行われており、モルタルの品質が確認できる。 9 □ その他 [理由]					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																																		
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を越える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を越える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																									

工事成績表の審査項目別運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。	
3. 出来形及び出来ばえ	港湾維持 修繕工事 (電気・防 塗装・被覆 防食工)	[評価対象項目]						<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
		1 <input type="checkbox"/> 陽極の規格が証明書類で確認できる。 2 <input type="checkbox"/> 陽極を設置までにさび、どろ、油等の有害物質が陽極に付着しないよう管理していることが確認できる。 3 <input type="checkbox"/> ボンド及び立ち上がり鉄筋は、白ペイントで塗装されていることが確認できる。 4 <input type="checkbox"/> 陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)が承諾された値を満足していることが確認できる。 5 <input type="checkbox"/> 陽極の取付位置が確認できる。 6 <input type="checkbox"/> 溶接部の下地処理が設計書の仕様を満足していることが確認できる。 7 <input type="checkbox"/> 溶接の形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)が確認できる。 8 <input type="checkbox"/> 電気防食の効果確認が整理・記録されている。 9 <input type="checkbox"/> 防食塗装工では、雨天又は波浪のよる海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合は作業を中止していることが確認できる。 10 <input type="checkbox"/> 被覆防食の種類・規格・品質・材質は設計図書等の定めと一致していることが確認できる。 11 <input type="checkbox"/> その他 理由 []							
II. 品質								① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準	

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を越える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。	
3. 出来形及び出来ばえ	港湾維持 修繕工事 (電気防食 材設置工事)	[評価対象項目]						<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
		1 <input type="checkbox"/> 電気防食材の規格が証明書類で確認出来る。 2 <input type="checkbox"/> 電気防食材の設置までの保管管理が適切であることが確認できる。 3 <input type="checkbox"/> 電気防食材と構造物の取付面が平滑であり取付が適切であることが確認できる。 4 <input type="checkbox"/> 電気防食材が強固に取り付けられていることが確認できる。 5 <input type="checkbox"/> 電気防食材に損傷等がなく有害な欠点が見られない。 6 <input type="checkbox"/> その他 理由 []							
II. 品質								① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準	

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を越える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレ マークを記入する。

検査員

考査項目	工種						d		e																															
		a	a'	b	b'	c	品質がやや不適切である。		品質が不適切である。																															
3. 出来形及び出来ばえ	港湾維持 修繕工事 (防眩材 設置工事)	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない																																		
II. 品質		[評価対象項目] 1 □ 防眩材の規格が証明書類で確認出来る。 2 □ 防眩材の設置までの保管管理が適切であることが確認できる。 3 □ 防眩材と構造物の取付面が平滑であり取付が適切であることが確認できる。 4 □ アンカーボルトが強固に取り付けられていることが確認できる。 5 □ ボルトの締め付け確認が実施され、資料が管理されている。 6 □ 防眩材に損傷等がなく有害な欠点が見られない。 7 □ その他 理由 []					<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																																	
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>													ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を越える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																								

考査項目	工種						d		e																															
		a	a'	b	b'	c	品質がやや不適切である。		品質が不適切である。																															
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (カーテン ネット工 CCM 協会用)	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない																																		
II. 品質		[評価対象項目] 1 □ 縦・横ロープの通りがよく、金網に関しても緩み、たるみ等が無いことが確認できる。 2 □ 使用部材の仕様、耐力及び規格寸法は、技術資料、仕様書、強度計算等を満足していることが確認できる。 3 □ 法面勾配、地質状況等を考慮しアンカー(岩盤用、土砂部用)が基準通りに施工され、かつ、アンカー方向が適切であることが確認できる。 4 □ 地形的にカーテンネット工の能力が落ちる場合は、補助工法を併用し設計図書を満足した施工がなされていることが確認できる。 5 □ 支柱の設置位置、支柱長さ及び建て込み角度が適正で落石を受ける開口部が十分に確保され施工されていることが確認できる。 6 □ 支柱設置位置の地質により岩盤用、土砂部用の使い分けが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 □ アンカーの品質確認検査が適切に行われていることが確認できる。 8 □ ロープの間隔、金網の重ね代が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 □ 使用材料の設置までの保管管理が適切であることが確認できる。 10 □ その他 理由 []					<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e																																	
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>													ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を越える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																								

アンカーの品質確認検査

岩盤部用アンカー

- ・最上段横・吊ロープ用アンカー ……耐力確認(引き抜き)試験: 施工本数の25%
- ・支柱用アンカー ……耐力確認(引き抜き)試験: 施工本数の50%
- 横・支柱サイド控ロープ用アンカー ……耐力確認(引き抜き)試験: 施工本数の20%

土砂部用アンカー

- 最上段横・吊ロープ用エフアールアンカー ……付着力確認試験:(供試体)1群当たり1本
- ・横・支柱サイド控ロープ用エフアールアンカー ……耐力確認試験(横方向引張試験): 1本
- ※(引張試験が困難な場合は供試体アンカーで確認試験を行う)

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (ロック ネット工)	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																												
II. 品質		〔評価対象項目〕 【共通】 1 □ 縦・横ロープの通りがよく、金網に関しても緩み、たるみ等が無いことが確認できる。 2 □ 使用部材の仕様、耐力及び規格寸法は、技術資料、仕様書、強度計算等を満足していることが確認できる。 3 □ 法面勾配、地質状況等を考慮し、アンカー(岩盤用、土砂部用)が基準通りに施工され、かつ、アンカー方向が適切であることが確認できる。 4 □ アンカーの品質確認検査が適切に行われていることが確認できる。 5 □ ロープの間隔、金網の重ね代が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 □ 結合コイル、クロスクリップ等の配置が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 □ 使用材料の設置までの保管管理が適切であることが確認できる。 8 □ その他 [理由]] 【ポケット式】 9 □ 支柱の設置位置、支柱長さ及び建て込み角度が適正で落石を受ける開口部が十分に確保され施工されていることが確認できる。 10 □ 支柱設置位置の地質により岩盤用、土砂部用の使い分けが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 アンカーの品質確認検査 岩盤用軸方向引張試験:施工本数の20%もしくは最小本数3本 土砂部用横方向引張試験:(供試体)施工本数10本以上の場合は供試体2本、施工本数10本未満の場合は供試体1本					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当.....d、2項目該当.....e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば.....e																													
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="3">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を越える																																	
	90%以上	a	a'		b	b																														
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (ロープ ネット工・ CCM 協会用)	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。																												
II. 品質		〔評価対象項目〕 1 □ 縦・横ロープの通りがよく、金網に関しても緩み、たるみ等が無く、斜面の起伏に密着し押さえ込みができていることが確認できる。 2 □ 使用部材の仕様、耐力及び規格寸法は、技術資料、仕様書、強度計算等を満足していることが確認できる。 3 □ アンカーは設計位置の地質により、決められた選定フロー図等に従って使い分けができ基準通りに施工されていることが確認できる。 4 □ アンカーは設置間隔、法面勾配、風化、亀裂の状態等を考慮し適切に配置されていることが確認できる。 5 □ 地形的にロープネット工の機能が損なわれる場合は、補助工法を併用し、設計図書を満足する施工がなされていることが確認できる。 6 □ アンカーの品質確認検査が適切に行われていることが確認できる。 7 □ ロープ、十字グリップ等の主要部材の品質が性能確認試験等で確認できる。 8 □ ロープが十字グリップ等で適切に配置、締結されていることが確認できる。 9 □ 使用材料の設置までの保管管理が適切であることが確認できる。 10 □ その他 [理由]] アンカーの品質確認検査 岩盤用軸方向引張試験:施工本数の5%もしくは最小本数3本 土被り部用軸方向引張試験:施工本数の5%もしくは最小本数3本横方向引張試験:(供試体)施工本数10本以上の場合は供試体2本、施工本数10本未満の場合は供試体1本 土砂部用横方向引張試験:(供試体)施工本数10本以上の場合は供試体2本、施工本数10本未満の場合は供試体1本					□ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 □ 等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当.....d、2項目該当.....e □ 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば.....e																													
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="3">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を越える																																	
	90%以上	a	a'		b	b																														
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	上記以外の工事又は別途作成が必要な合併工事等 (対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事)	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由:					<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	
	上記以外の工事又は別途作成が必要な合併工事等 (対象工事がばらつきによる評価が適切な工事)	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由:					<input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員等が文書で検査規程第8条にもとづく修補指示を行った。 上記1項目該当……d、2項目該当……e <input type="checkbox"/> 測定方法又は、測定値が不適切であったため、監督員等が改造請求を指示した。または、検査規程第7条にもとづく、契約担当者が修補工事の請求を行った。 上記項目該当あれば……e	

● 判断基準

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 対象評価項目数()=全項目数()-対象外項目数()
 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()
 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

● 判断基準

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 対象評価項目数()=全項目数-対象外項目数()
 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()
 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を越える
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の口に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	b	c	d
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。優れている。	やや優れている	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	<input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d
	土工事 (盛土・築堤工事等)	<input type="checkbox"/> 仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	土工事 (切土工事)	<input type="checkbox"/> 規定された勾配が確保されている。 <input type="checkbox"/> 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 法面勾配の変化部について、干渉部等を設けるなど適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 <input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d
	護岸・根固・水制工事	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 材料のかみ合わせが良い、またはクラックがない。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。堰、水門等工場製作の鋼構造物を含む)	<input type="checkbox"/> 表面に補修箇所がない。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> 溶接に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 塗装に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	地すべり防止工事 (集水井戸工事を含む)	<input type="checkbox"/> 地山との取り合いが良い。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d
	舗装工事	<input type="checkbox"/> 舗装の平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 雨水処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d
	法面工事	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 植生、吹付等の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の口に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	b	c	d
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート橋工事	<input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> 支承部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当6項目以上 . . . a 該当4項目 . . . b 該当3項目 . . . c 該当2項目以下 . . . d	
	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	<input type="checkbox"/> 土工関係の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部、天端仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		※ 該当3項目以上 . . . a 該当2項目 . . . b 該当1項目 . . . c 該当項目なし . . . d	
	塗装工事 (工場塗装を除く)	<input type="checkbox"/> 塗装の均一性が良い。 <input type="checkbox"/> 細部まできめ細かな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 補修箇所がない。 <input type="checkbox"/> ケレンの施工状況が良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 . . . a 該当3項目 . . . b 該当2項目 . . . c 該当1項目以下 . . . d	
	植栽工事	<input type="checkbox"/> 樹木の活着状況が良い。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けが堅固である。 <input type="checkbox"/> 植栽帯の全体的な美観が良い。		※ 該当3項目以上 . . . a 該当2項目 . . . b 該当1項目 . . . c 該当項目なし . . . d	
	防護柵(網)工事	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすり付けが良い。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当5項目以上 . . . a 該当4項目 . . . b 該当3項目 . . . c 該当2項目以下 . . . d	
	標識工事	<input type="checkbox"/> 設置位置に配慮がある。 <input type="checkbox"/> 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 標識板、支柱に変色がない。 <input type="checkbox"/> 支柱基礎の埋戻し等が入念に施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 . . . a 該当3項目 . . . b 該当2項目 . . . c 該当1項目以下 . . . d	
	区画線工事	<input type="checkbox"/> 塗料の塗布が均である。 <input type="checkbox"/> 視認性が良い。 <input type="checkbox"/> 接着状態が良い。 <input type="checkbox"/> 施工前の清掃が入念に実施されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 . . . a 該当3項目 . . . b 該当2項目 . . . c 該当1項目以下 . . . d	

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の口に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	b	c	d
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	浚渫工事	<input type="checkbox"/> 記録紙等から不可視部分の出来ばえが良いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 横断図等から通りが良い、又、指定された法勾配が確保されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 横断図等から端部処理が良いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 測深記録にばらつきが無く全体的な美観が良い。			※ 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d
	港湾築造工事	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	港湾ブロック据付工事	<input type="checkbox"/> 凹凸がない。 <input type="checkbox"/> 幅、勾配が定規等の範囲に概ね入っている。 <input type="checkbox"/> 天端が計画高さからブロックの高さの概ね1/3以内である。 <input type="checkbox"/> 据付個数の確認が写真等で出来る。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	機械設備工事	<input type="checkbox"/> 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 土木構造物、既設構造物等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組立等にあって、細部にわたる配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事	<input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 <input type="checkbox"/> 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 <input type="checkbox"/> ケーブル等の接続方法及び収納方法が適切である。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	維持修繕工事	<input type="checkbox"/> 小構造物等にも細心の注意が払われている。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすり付けが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d
	電線共同溝工事	<input type="checkbox"/> 歩道及び車道の舗装(含む仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 <input type="checkbox"/> プレキャストコンクリートブロックの蓋にがたつきや不要な隙間が生じていない。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d
	通信設備工事 受変電設備工事	<input type="checkbox"/> 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 <input type="checkbox"/> 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の口に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	b	c	d
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	下水道工事 (開削工事)	<input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d
	下水道工事 (推進工事)	<input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d
	下水道工事 (シールド工事)	<input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> 一次覆工時において、通り、仕上げ等が良いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			※ 該当6項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d

工事成績表の考査項目別運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の口に レ マークを記入する。

考査項目	工種	a	b	c	d
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	ほ場整備工事	<input type="checkbox"/> 基盤面が均平にできて見栄えが良い。 <input type="checkbox"/> 表土が均平にできて見栄えが良い。 <input type="checkbox"/> 用・排水路の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 土工の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 土羽等が構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 耕作道の路面が均平で線形も良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当6項目以上 . . . a 該当4項目 . . . b 該当3項目 . . . c 該当2項目以下 . . . d	
	管水路工事	<input type="checkbox"/> 基礎や砂巻きが均平にできている。 <input type="checkbox"/> 埋め戻しの転圧が均平にできている。 <input type="checkbox"/> 旧舗装面はカッターで丁寧に切り取られている。 <input type="checkbox"/> 舗装復旧面が既設舗装面との取り付けが良い。 <input type="checkbox"/> 給水栓の設置状況がよく見栄えも良い。 <input type="checkbox"/> 管水路の仕切弁や空気弁ボックスの天端が道路面に適合している。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当6項目以上 . . . a 該当4項目 . . . b 該当3項目 . . . c 該当2項目以下 . . . d	
	現場打ち用水路及び コンクリート二次製品 水路工事	<input type="checkbox"/> 土工の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 水路底が平滑均平で線形が通っている。 <input type="checkbox"/> 部材のかみ合わせ又は連結等が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 止水板、伸縮目地、ダウエルバーの取り付けが良い。 <input type="checkbox"/> 土羽や床版など他の構造物との取り付きが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当5項目以上 . . . a 該当4項目 . . . b 該当3項目 . . . c 該当2項目以下 . . . d	
	ため池工事	<input type="checkbox"/> 土工の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 土工の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 土工の構造物等へのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 吹付(植生、コンクリート等)の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 施設の通りが良い。(排水側溝、フェンス等) <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当9項目以上 . . . a 該当7項目 . . . b 該当6項目 . . . c 該当5項目以下 . . . d	

工事成績表の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員

考査項目	工種	a	b	c	d
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。優れている。	やや優れている	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	ブロック舗装工事 (インターロッキング・タイル系 舗装)	<input type="checkbox"/> 仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> かみ合わせが良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	解体工事	<input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされ、解体後の整地の状態が良い。 <input type="checkbox"/> 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> 跡地の利用者の安全に対する配慮に優れている。 <input type="checkbox"/> 全般的な仕上がり状態が良好である。 <input type="checkbox"/> その他 理由:		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	補強土壁工事 (盛土・築堤等工事)	<input type="checkbox"/> 仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りがよい。 <input type="checkbox"/> 端部処理がよい。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	軽量盛土工	<input type="checkbox"/> 仕上げがよい。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理がよい。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	港湾維持修繕工事 (電気・防食塗装・被覆防食工)	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	港湾維持修繕工事 (電気防食材設置工事)	<input type="checkbox"/> 通りがよい。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 構造物の表面及び端部の仕上げがよい。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	

工事成績表の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員

考査項目	工種	a	b	c	d
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。優れている。	やや優れている	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	港湾維持修繕工事 (防舷材設置工事)	<input type="checkbox"/> 通りがよい。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 構造物の表面及び端部の仕上げがよい。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	法面工事 (カーテンネット工 ・CCM協会用)	<input type="checkbox"/> 通りがよい。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	法面工事 (ロックネット工)	<input type="checkbox"/> 通りがよい。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	法面工事 (ロープネット工 ・CCM協会用)	<input type="checkbox"/> 通りがよい。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	上記以外の工事 又は別途作成が必要な 合併工事等 工種名	<input type="checkbox"/> (理由:) <input type="checkbox"/> (理由:) <input type="checkbox"/> (理由:) <input type="checkbox"/> (理由:) <input type="checkbox"/> (理由:) ※ 該当工種からの考査項目で考査し、最大考査項目は5項目とする。		※ 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	

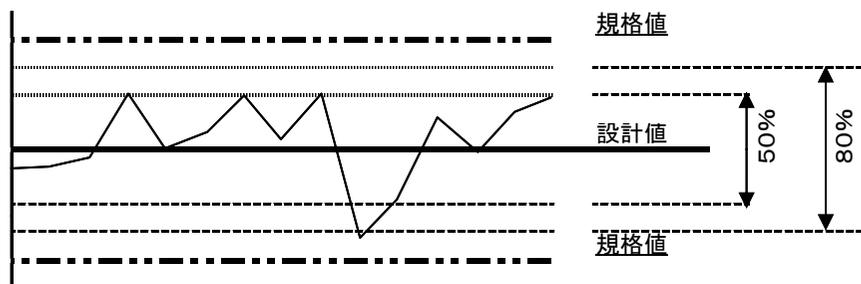
別紙-4(土木工事)

[記入方法及び留意事項]

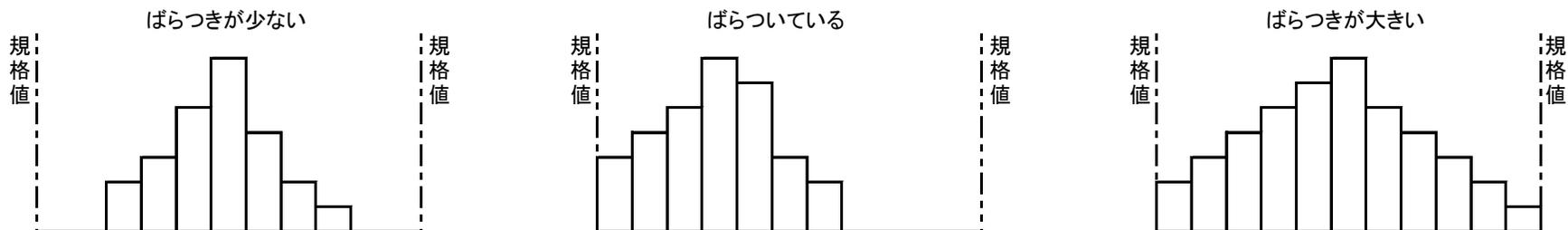
1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

[管理図の場合]

[上・下限値がある場合]



[度数表または、ヒストグラムの場合]



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 「3. 出来形及び出来ばえ、II. 品質」に係る考査項目別運用表(別紙-3③~⑰-5)は、主たる工種の欄を適用するが、適用工種がない場合は「上記以外の工事又は合併工事」(別紙-3⑰-6)を活用するものとする。

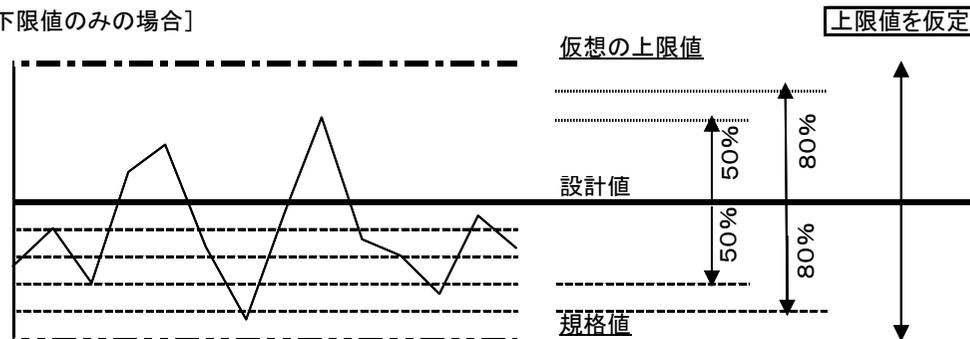
3. コンクリート構造物のクラックについて(簡易な無筋構造物は除く)

- (1) 「有害なクラックであり、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、c 評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、d または e 評価とする。

4. その他

- (1) 施工及び管理については、請負者から提出又は提示された実施状況に関する書類を参考するとともに、請負者にその他必要な資料(設計図書等に定められているものを除く)の提示を指示するものとする。

[下限値のみの場合]



※ 上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

[ICT活用工事の場合]

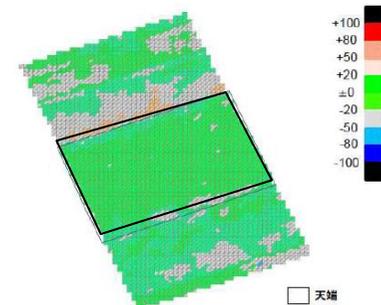
出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数により、ばらつきを判断する。

※ばらつきが概ね80%以内の例

天端のばらつき	全データ数	1000	
	規格値の±80%以内のデータ数	850	(OK)
	規格値の±50%以内のデータ数	750	(OUT)
法面のばらつき	全データ数	2000	
	規格値の±80%以内のデータ数	1600	(OK)
	規格値の±50%以内のデータ数	1400	(OUT)

※ばらつきが概ね50%以内の例

天端のばらつき	全データ数	1000	
	規格値の±80%以内のデータ数	950	(OK)
	規格値の±50%以内のデータ数	850	(OK)
法面のばらつき	全データ数	2000	
	規格値の±80%以内のデータ数	1800	(OK)
	規格値の±50%以内のデータ数	1600	(OK)



「施工プロセス」のチェックリスト

(1/2)

1. 工事名 _____ 局名： _____
 2. 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (庁舎名)： _____
 3. 施工業者 _____ 監督員名： _____

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
 ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記録する。
 ③用語の定義について 契約後：当初契約後、 変更後；工期内に行なう契約変更及び提出書類の変更後とする。
 (施工中のチェック欄が不足する場合は、適宜挿入してください。)

項目確認	細別	確認項目	チェックリスト 一覧表 (チェックの目安)						備考			
			着手前	チェック時期 (指示事項)				完成時				
			着	手	前	中	中	中	中	中		
1	I 施工体制一般	○工事カルテ	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録された。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○建設業退職金共済制度等	・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。	(/)	(/)							
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に提示されている。	(/)	(/)							
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。	(/)	(/)	(/)	(/)					
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。	(/)	(/)	(/)	(/)					
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。	(/)	(/)	(/)	(/)					
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。	(/)	(/)	(/)	(/)					
		○一括下請負の禁止	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。	(/)	(/)	(/)	(/)					
				(/)	(/)	(/)	(/)					
				(/)	(/)	(/)	(/)					
○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置している。(下請、再下請含む)	(/)	(/)									
		(/)	(/)									
II	○現場代理人	・現場代理人は現場に常駐している。	(/)	(/)	(/)	(/)						
		(/)	(/)	(/)	(/)							
	○現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。<改正前の共通仕様書に基づく工事>	・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を適宜行っている。<改正前の共通仕様書に基づく工事>	(/)	(/)	(/)	(/)						
		(/)	(/)	(/)	(/)							
	○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。	(/)	(/)	(/)	(/)						
		(/)	(/)	(/)	(/)							
	○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。	(/)	(/)	(/)	(/)						
		(/)	(/)	(/)	(/)							
	○監理技術者(主任技術者)の専任制	・資格者証の内容を確認した。	(/)	(/)								
		・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。	(/)	(/)								
・専任している。		(/)	(/)	(/)	(/)							
(/)		(/)	(/)	(/)								
○下請負者の把握	・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っていた。 ・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。	(/)	(/)	(/)	(/)							
		(/)	(/)	(/)	(/)							
○下請負者の把握	・下請負者が徳島県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。(再下請含)	(/)	(/)	(/)	(/)							
		(/)	(/)	(/)	(/)							

「施工プロセス」のチェックリスト

項目 目録	細 別	確認項目	チェックリスト 一覧表 (チェックの目安)					備考	
			着手前	施 工 中			完成時		
2	I 施 工 状 況	○設計図書の 照査等	・契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・記載内容と現場施工方法が一致している。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○施工管理 ・出来形、 品質管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○検査(確認 を含む)及 び立会い等 の調整	・監督員の立会にあたっては、あらかじめ立会願を提出している。<改正前の共通仕様書に基づく工事>	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・監督員の立会にあたっては、あらかじめ立会の連絡調整を行っている。<改正後の共通仕様書に基づく工事>	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・段階確認の確認時期が、適切である。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○建設副産物 及び建設廃 棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により定期的に処理されていることを確認し、監督員に提示した。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・建設リサイクル法の対象工事については工事届出の手続きがされているか。	(/)					
○指定建設機 械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
II 工 程 管 理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。	(/)	(/)	(/)	(/)			
III 安 全 対 策	○安全活動	・災害防止協議会等の設置及び活動記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・店社パトロールの実施及び記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・安全・訓練等の実施及び記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・安全巡視、TBM、KY等の実施及び記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・新規入場者教育の実施及び記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
	○仮設備点検	・過積載防止の取組記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・使用機械、車輛等の点検整備等の管理及び記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・重機操作時の安全点検記録等。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・山留め、仮締切設置後の点検及び管理記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・足場、支保工の組立完了・使用中の点検及び管理記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・保安施設等の整理・設備・管理の的確性及び記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
○安全パト ロールの指 摘事項の 処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。	(/)	(/)	(/)	(/)				
IV 対 外 関 係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整の記録。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い記録がある。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・標準断面図及び工事案内看板を掲示し通行者や住民に周知している。	(/)	(/)	(/)	(/)			